

令和7年第5回琴浦町教育委員会定例会 日程 (成議書)

と き：令和7年3月26日(水) 午前10時00分

と ころ：琴浦町役場本庁舎第2会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名(森田委員、鍛川委員)

3 教育長あいさつ

4 各課報告

(1) 教育総務課

(2) 社会教育課

(3) 人権・同和教育課

5 議 事

議案第13号 琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について
(承認)

議案第14号 琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金交付規則の一部改正に
ついて (承認)

議案第15号 琴浦町社会体育施設規則の一部改正について (承認)

議案第16号 琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正に
ついて (承認)

議案第17号 琴浦町中学校英語検定料補助金交付要綱の廃止について
(承認)

議案第18号 就学援助の認定について (承認)

議案第19号 町立各小・中学校学校運営協議会委員の任命について (同意)

議案第20号 スポーツ推進委員の委嘱について (同意)

議案第21号 琴浦町職員の異動について (承認)

議案第 22 号 琴浦町会計年度任用職員の異動について (承認)

議案第 23 号 琴浦町公民館規則の一部改正について (承認)

6 その他

- ・令和 7 年度琴浦町学校計画訪問実施要項 (案) について
- ・令和 6 年度中学校卒業生進路状況について
- ・生徒指導報告について
- ・小中学校教職員の人事異動について

7 閉 会

【次回予定】 定例会 令和 7 年 4 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分～
琴浦町生涯学習センター第 1 会議室

自転車における安全運転確保と自転車向け保険について (小椋 憲浩議員)

1つ目の自転車の安全運転に関する指導については、例年、年度初め、夏休みなどの長期休業前などに行われています。方法は警察署による交通安全教室、安全担当教員による全体指導、生徒会活動の一環としてなど様々ですが、自転車事故の加害者、被害者にならないよう、自転車の安全な乗り方や交通ルールの確認等を行っています。親子で交通安全について学んでいる学校もあります。

また、自転車の事故が発生したり、危険な乗り方について学校が実態を把握したりした場合には、その都度、個別指導を行い、必要に応じて全体指導を行っています。

2つ目の事故による補償について、原則、個人での対応となりますが、毎年度、学校外での自転車事故の補償等も備えた、鳥取県PTA協議会がとりまとめを行う総合保障制度の保険を紹介しています。

PTA行事による事故の保険は、PTA会費で加入しています。

◎自転車事故による高額な賠償の事案が多い → 加入を促進していくようお願いします。

町内の道路、特に交差点についてどのような方法で交通の安全確保を行っているか (田中 肇議員)

児童生徒の安全な登校に関して、日頃から見守り等、地域の皆さんに多くのご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

通学路の安全点検の実施状況について、教育委員会では、「通学路交通安全プログラム」に基づいて毎年度点検を行い、安全に努めています。あまり知られていないと思いますが、まず、年度当初に各地域、登校班から学校へ通学路の報告が行われます。その後、教育委員会が各学校から危険箇所の報告を受け、県教育委員会に報告、7月から8月にかけて警察等、関係機関と点検を行い、3月にその対応状況について確認し、状況をホームページでお伝えしています。

通学路の危険箇所の確認、点検については、保護者、地域の方と一緒に実施することが可能な学校から取り組みを進めていただくよう校長会でお願いをしているところです。

交通安全の指導もっており、年度初め、夏休みなどの長期休業前などに行われています。小学校では、年度はじめに、教員が児童と一緒に下校し、交差点を含む危険箇所を確認しながら指導を行っています。指導方法は様々ですが、1つ例を挙げると、赤碕小学校では、交通安全週間にあわせて、「登校班の集い」を開催し、班長を中心に一列歩行や道路や交差点横断時の確認、歩くスピードなどを振り返り、対応策を話し合っています。

「命と尊厳を大切にしまちづくり」をどのように考えているのか (澤田 豊秋議員)

学校教育における人権教育は、様々な人権課題について学び、考え、実践していく姿勢や態度が養われるよう、毎年度、工夫しながら取組を積み重ねていくことが重要だと思っています。

2月上旬、初めて校長会の中で、人権・同和教育課の職員、東伯・赤碕両文化センターの館長等を交え、「各学校における人権教育の現状及び課題について」意見交換を行い、学校で行っている人権学習の取り組みの現状や課題などを共有しました。今後も年度末に意見交換会を開催し、出された課題を整理し、次年度の各学校の人権学習に活かす流れをつくることで、児童生徒の人権意識をより高めていきたいと思っています。

人権意識の向上を図る必要があると考えるが現状と今後の取り組みについて (澤田 豊秋議員)

人権尊重の社会づくりを推進するため、住民同士顔を合わせた対話が大切であるという考えから、今年度、4年間中断していた、各部落の人権・同和教育部落懇談会を再開しました。そして、人権課題の解消は「行政の責務」という観点から、今年度から職員が業務として運営に関わる仕組みをつくりました。加えて、これまで旧東伯地区、旧赤碕地区で異なっていた運営方法を統一しました。

また、今年度から、より多くの町民の方に様々な人権課題についての正しい理解と認識を深めていただくことを目的に、人権・同和教育推進協議会の取り組みとして「人権啓発事業」を3回企画しました。第1回の「拉致問題について理解を深めるつどい」は7月に、第2回の「性の多様性について理解を深める講演会」は10月に実施。第3回の「部落問題について理解を深める講演会」は3月16日に開催予定です。

東伯・赤碓両文化センターにおいても同様の目的で「人権まなびの講座」を様々なテーマで年5回ずつ開催しています。

また、毎年、新任役場職員と転任教職員を対象に、自分自身の行動や実践につながるよう、フィールドワークや意見交換を行う「現地研修会」を開催しています。

様々な取り組みを通して、引き続き人権意識の高揚を図っていきたいと思います。

差別されない人権が尊重された社会づくりのために本町の条例を見直すべきではないか。（澤田 豊秋議員）

町長答弁（ご意見を聞かせてほしい）のとおりです。

町道八橋以西線は通学路となっているが、どう考えるか。（山本 秀正議員）

町道「八橋以西線」を通学路として登校している世帯は、現在5世帯あります。

この通学路に関して、地元から学校への要望等は聞いていませんが、安全な通学のため、引き続き丁寧な指導を行っていきたいと思います。

高校生への支援を拡充することが必要と考えるが所見は（川本 善孝議員）

中学校卒業後の進路を安心して選ぶことができる環境づくりは、意欲ある生徒の学びを支えるために重要だと考えています。町費を使った支援については町長の答弁のとおりですので、私からは、県が窓口となっている国の制度についてお答えします。

まず、高等学校等就学支援金制度があります。これは現在、国会で審議中です。次に、家計急変支援制度、そして、所得要件はありますが、高校生等奨学給付金の制度があります。

児童手当や医療費の助成など、高校生の保護者等を対象にした制度も近年改善してきていますが、教育費に関する支援制度の活用に向けて周知に努めていきたいと思います。

【追及質問】進学奨励金が廃止、同様の制度は考えられないか？

琴浦町進学奨励金制度として、高校生を対象に月額5,000円を支給していました。経過としましては、合併前に同和対策事業として実施。H23年度から対象者を拡大。R5年度末に、町も負担、助成している児童手当、特別医療費助成の対象が高校生まで拡充されること、その他支援制度も改善されてきていることから本制度を廃止としたところです。高校生への支援は改善してきており、新たな支援は考えていませんが、今後の動向を注視していくことは重要であると考えています。

情報リテラシーを高めるための町内教育現場での取組について（金光 敦議員）

学校現場における取り組みについてお答えします。

タブレット端末の使用にあたっては、活用のルールを定めています。保護者にも活用ルール等を確認していただき同意書をいただいた上で、年度当初と長期休業前に、全校児童生徒に対して、情報モラルに関する指導をしています。授業においても情報モラルを土台として、発達段階に応じ情報を適切かつ主体的、積極的に活用できるよう、図書館の本、関係者への聞き取り、教科書（QRコード）、資料集等、様々な視点、角度から情報を収集し、活用していくなど情報リテラシーを高める学習を進めています。

また、情報モラルに詳しい専門家を招き、実際の事例をもとに、トラブルを防ぐための学習を参観日等に行い、保護者への啓発をしたり、PTA研修で行ったりしている学校も多いと聞いています。

長期休業中は、今年度新たに配置したICT支援員が、児童生徒が勝手に設定を変更していないか、不必要な画像をダウンロードしていないか等、すべての端末をチェックし、問題があれば、状況を関係職員で共有したあと、

個別指導とともに保護者への連絡を行っています。必要に応じて学級や学年での指導も行います。

教職員に対する情報モラル研修については、ICT 支援員等による SNS 上の安易な投稿、トラブルの実例、著作権や肖像権等に関する研修を実施しています。

SNS 等による子ども間のトラブルが本町でも起こっていますので、校長会で情報モラルの向上にむけた指示も行いますし、教育委員会として保護者宛の啓発チラシを作成、配布もしました。

次に、社会教育の現場での取り組みですが、公民館事業や寿大学等で、主に年配の方を対象として、情報を適切に収集し、活用できるよう学びの機会を提供しています。今後も実情を踏まえた学びの機会をつくっていききたいと思えます。

朝ドラ「ばけばけ」について、今まで、これから、どうこの機会を活かそうとしているのか（押本 昌幸議員）

まず、実際の活動を紹介します。東伯中学校の総合文化部サイエンスコースは「小泉八雲プロジェクト」と題し、R5 年度は八橋海岸の砂を「鳴り砂」にする研究をしました。今年度は「ばけばけ」放映が決まり、再度、八橋海岸の砂に関して「小泉八雲さんへの伝言」というテーマで研究を行い、小泉八雲・セツ夫妻がもう一度八橋海岸を訪れるとしたら、もっと楽しんでもらいたいと考え、風の強い日の翌日は「鳴り砂」になる可能性があることについて研究を行いました。また、生徒たちは実際に小泉八雲記念館を訪問。小泉八雲さんへのインタビューも交えた研究報告は、校内発表だけでなく、県小中学生科学研究の審査で県教育長賞、全国学芸サイエンスコンクールにも応募し表彰を受けました。

また、町が委託している「琴浦こども塾」のふるさと学習の取り組みで、小泉八雲について学ぶ機会をつくっています。

さらに、八橋小学校児童にとっては、記念碑や旧中井旅館は身近な存在となっています。毎年、全校遠足で八橋海岸周辺をルートに入れて海岸清掃もしています。八橋小学校もいい機会ですから、もっと活用できたらと考えています。

本町の小中学校では、琴浦 My スター事業という名称で、各学校独自のふるさと教育に取り組んでいます。このテレビ放映を機に、身近な自然や歴史、文化などをより一層誇りに思ってもらえると嬉しいです。

関連する既存の資料等、各学校に情報提供を行いたいと思えますし、機会を捉えて、町の文化財の魅力と共に広報等で PR していきたいと思えます。

町制施行 30 周年に向けて、町誌編さんに取り組む考えはないか（小椋 正和議員）

自治体誌は、さまざまな分野におけるその自治体の社会的・歴史の変遷を書き記すもので、その地域を知る上で重要な資料です。

教育委員会でも、教育大綱の目標の 1 つに、ふるさとを誇りに思う教育の推進があり、ふるさと教育に取り組んでいます。学校教育のほか社会教育でも郷土を知る資料として活用が期待できるものと考えます。

編さん事業にかかる諸課題は町長の答弁（人的体制、組織的体制、事業費の確保などが課題）のとおりですが、スケジュールを見据え、そのときの検討、判断にはなると思えますが、取り組むべき事業と考えています。

令和7年3月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙のとおり）
2. 令和7年度学校給食費年間納入計画について（別紙のとおり）
3. 琴浦町職員の次世代育成支援行動計画の計画期間について（別紙のとおり）

令和2年に策定した計画を1年間延長するもの

4. 令和7年度転入教職員着任式・宣誓式

日時 令和7年4月2日（水）13：30～

場所 まなびタウンとうはく「多目的ホール」

5. 主な学校関係行事

4/2	転入教職員着任式・宣誓式
4/9	小中学校始業式
4/10	小中学校入学式
4/22～24	東伯中学校修学旅行
5/9	琴浦町 PTA 連合協議会総会

校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	小1	船上小学校	赤碕小学校	令和7年2月21日～ 令和7年3月31日	琴浦町赤碕	(1)	新規
1	小4	八橋小学校	浦安小学校	令和7年3月14日～ 令和7年3月31日	琴浦町下伊勢	(1)	新規

【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	小6	浦安小学校	米子市 淀江小学校	令和7年2月17日～ 令和7年3月31日	米子市	(1)	新規
2	新中3	東伯中学校	倉吉市 河北中学校	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	倉吉市	(4)	継続
3	新小2	大山町 中山小学校	赤碕小学校	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	琴浦町赤碕	(4)	新規

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)
(認定要件)第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

令和7年度 学校給食費年間納入計画

物価高騰により令和7年度給食費単価について見直しを行った。
ただし、保護者負担額を据置きとし、差額は町費負担とした。

区分		小学校	中学校
年間給食実施予定数		185回	
単 価	1食あたりの額	352円	398円
	町負担額	67円	72円
	保護者負担額	285円	326円

年間納入計画

保護者等の希望により月払い、または年払いにより徴収する。

原則、毎月月末に口座振替とし、年間喫食数による精算額を3月に徴収する。

区分		小学校		中学校	
		児童	教員等	生徒	教員等
単 価		285 円	352 円	326 円	398 円
年間負担見込額		52,725 円	65,120 円	60,310 円	73,630 円
月別納入額	月払 (5~2月)	4,700 円	6,000 円	5,500 円	6,700 円
	年払 (5月)	47,000 円	60,000 円	55,000 円	67,000 円
	3月	精算額			

※アレルギー等により給食の一部を受けない場合の保護者負担額(1食あたり)は、以下のとおり。

	米飯なし (小/-48円・ 中/-54円)	パンなし (-10円)	牛乳なし (-55円)	パン・牛乳なし (-65円)	米飯・パン・ 牛乳なし (小/-113円・ 中/-119円)
小学校	237 円	275 円	230 円	220 円	172 円
中学校	272 円	316 円	271 円	261 円	207 円

琴浦町職員の次世代育成支援行動計画の計画期間1年延長について

琴浦町職員の次世代育成支援行動計画・・・

琴浦町職員が子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境作り等の取り組みを計画的に実施するための計画。

令和7年3月31日までの時限立法であった根拠法令（次世代育成支援推進対策法）が10年延長になったことを受け、本計画についても所要の策定が必要です。

一方で本町職員の状況については、現在の計画の元、家庭生活と仕事の両立のための制度利用率が高く、男性の育児休業取得率は近隣自治体に比べても高い水準を維持しています。

このことから、令和7年度に向けて、計画の中身を大きく変える必要性はないと考え、計画期間の延長を行います。

なお、法改正後の他自治体の計画の策定状況や本庁の現状を検証したうえで、令和7年度中に次期計画を策定するものとします。

概要：琴浦町職員の次世代育成支援行動計画

NO	項目	内容
1	目的	・本町の職員が <u>子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくり等の取り組みを計画的に実施すること</u>
2	推進体制	・行動計画策定・推進委員会（子育てを行う職員等） ・事務局：総務課 行政総務室
3	具体的計画	①出産や子育てに関する制度の周知（制度の活用促進・相談体制等） ②育児に専念できる環境づくり（男性職員の育児休業、代替職員等） ③仕事と家庭生活の調和（定時退庁、時間外の縮減等）
4	計画期間	●次世代育成支援対策推進法（H27～R6までの時限立法→10年延長） ・前期 H27～R1（5年間） ・後期 R 2～ R7（6年間） ※現在 R6 年度末
5	男性職員 育休取得	・年度 R2 R3 R4 R5 R6 R7 ・取得/総数 2/6 1/3 4/7 2/4 3/3 6/7 <u>取得率は高い</u>

琴浦町職員の次世代育成支援行動計画

～次世代育成支援推進対策法に基づく第2次特定事業主行動計画（後期）～

令和2年4月1日

令和7年3月 日更新

琴浦町長
琴浦町議会議長
琴浦町教育委員会
琴浦町農業委員会

基本計画

1 目的

本町の職員が一個人として、また地域の一員として、子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくり等の取り組みを計画的に実施するため、この計画を策定します。

2 計画期間

この後期計画は、令和2年度を初年度とし、令和~~6~~7年度を目標年度とする~~5~~6年間の計画とします。なお、社会状況や職員ニーズの変化などに迅速に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 策定主体

琴浦町長、琴浦町議会議長、琴浦町教育委員会、琴浦町農業委員会

4 対象者

町長部局、議会部局、教育委員会部局、農業委員会部局に勤務する職員
ただし、会計年度任用職員については、適用されない制度等もあるためこの計画の対象から除きますが、適用される制度の範囲内で仕事と子育ての両立支援を行います。

5 推進体制

この計画を実効あるものとするため、すべての職員がこの計画の内容と目的を理解し、それぞれの立場で積極的に取り組みを行うことが必要です。

このため、本計画ではつぎのように役割を区分して、取り組みの主体を定めます。

行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という）

任命権者が推薦する職員、職員団体が推薦する職員、子育てを行う職員等を構成員とする委員会を設置し、各年度の実施状況について分析・評価を行い、必要に応じて職員のニーズを把握し、その結果については適宜職員に対して公表するとともに、計画の見直し等を行います。

管理部門 総務課 行政総務室

本計画の内容や次世代育成支援に関する情報提供、研修等、計画の推進に当たります。また、仕事と子育ての両立についての相談を行う窓口を設置します。

所属長 各課・室・局・園長

本計画の趣旨及び内容を十分に認識し、所属職員に対し本計画に示された行動を推進します。また、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりを進めます。

子育て中の職員 子育てを行っている、または行う予定の職員

制度を理解し、状況に応じて制度を活用します。

周囲の職員 子育てを行う職員と同じ職場の職員

制度を理解し、子育て中職員を応援します。

全職員 すべての職員（会計年度任用職員を除く）

子育てしやすい職場環境は、すべての職員にとっても仕事と生活を両立しやすい職場環境であることを認識し、各制度を利用しやすい職場づくりに努めます。

具体的計画

1 出産や子育てに関する制度の周知

前期計画においては、妊娠、出産や子育てに関する各種支援制度についての周知・普及啓発に努めました。

本計画においても、各種支援制度の周知・普及啓発により、子育てと仕事の両立をしようとする職員を職場全体で支援する体制づくりに努めます。

（1）制度概要の作成と活用

○目標：制度概要を年に1度並びに改訂時には周知を行う。制度の活用促進を行う。

管理部門

出産や子育てに関する制度概要を作成し（本計画7ページ以降）、全職員に配布します。また、定期的に委員会を開催します。

所属長

各種制度を理解し、適用される所属職員に対して利用を促すとともに、周囲の職員に対しても理解を求めるなど、子育てしやすい職場環境づくりを進めます。

子育て中の職員

制度を理解し、状況に応じて制度を積極的に活用します。

周囲の職員、全職員

制度を理解し、子育て中の職員を応援します。

(2) 相談体制の確立

管理部門、所属長

窓口として子育て支援制度等に関する相談に応じます。また、制度利用のための各種様式等もあわせて周知します。

子育て中の職員

分からないことや悩んでいることなどは、気軽に相談するようにしましょう。

(3) 普及啓発活動

管理部門

職員が安心して希望する制度を利用できるように、所属長を中心にすべての職員に対して、子育てを行う職員のためにどういった制度があるのかを周知し、職場理解を進めます。また、必要に応じて研修を行います。

2 育児に専念できる環境づくり

前期計画に引き続き、育児休業や部分休業、育児短時間勤務等（以下「育児休業等」という。）を利用しやすい職場環境づくりを行い、子育て中職員の働き方や子育てについて理解を深め、協力・支援できる職場づくりを目指します。

また、周囲の職員に負担が偏ることがないように、体制整備を行います。

特に、男性職員の育児休業等の取得により一層努めます。

(1) 代替職員の確保

管理部門

育児休業等による長期の欠員については、原則として代替職員を配置します。

所属長

育児休業者の業務について、周囲の職員の業務量に配慮しながら業務分担の見直しを適宜行います。また、日ごろから職場全体で協力し合える職場づくりに努めます。

子育て中の職員

育児休業等の取得を予定する場合は、早めに所属長へ申し出るようにします。

※育児休業等は取得を希望する日の1月前までに承認の請求が必要です。

(2) 育児休業者と職場とのコミュニケーション（職場復帰支援）

管理部門

育児休業中の職員に対して必要な情報を定期的に届けます。勤務条件その他の変更等があった場合には、育児休業者に情報提供を行います。

所属長

育児休業、職場復帰後の勤務体制等について、育児休業者の意向を十分に確認します。

子育て中の職員

育児休業等に伴う手続き等の連絡は速やかに行います。また職場復帰後の勤務体制等について意向がある場合には、早めに所属長へ申し出ます。

周囲の職員、全職員

育児休業者が職場復帰したときには、休業中の事務手続きの変更等について説明するなど、丁寧な事務引継ぎを行うようにしましょう。また、職場全体で協力し合って、円滑な職場復帰を支援します。

(3) 男性職員の育児休業等、子育て目的の休暇等の取得促進 — イクメン、イクボス

○男性職員の育児休業等の目標取得率：15%（対象者に対する育児休業等取得者（期間不問）の割合）

○目標達成時期：令和~~6~~7年度

管理部門

男性職員の子育てへの参加を促進するため、父親となる予定の職員に対して、育児休業等のほか取得できる特別休暇などの制度（配偶者出産休暇、育児参加休暇等）について、活用方法や取得モデルなどを積極的に紹介します。

所属長

職場から、「育児休業は女性が取得するもの」という固定観念を排除し、男性職員の育児休業等や育児のための特別休暇等の取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい職場づくりに努めます。

子育て中の職員

男性職員は、子育ての意義について理解を深め、積極的に育児休業等を取得しましょう。育児休業等の取得を希望するときは、早めに所属長へ申し出ましょう。

※育児休業等は取得を希望する日の1月前までに承認の請求が必要です。

周囲の職員、全職員

男性が育児に積極的に参加することの意味を理解し、男性職員が育児休業等を申し出やすい、取得しやすい雰囲気づくりに努めます。

3 仕事と家庭生活の調和

仕事と出産・子育ての二者択一構造の解消には、働き方の見直し、改革による仕事と生活の調和の実現が必要です。

誰もが安心して働き続けることができ、健康で豊かな生活のための時間を確保するために、仕事と生活の調和のとれた働き方を目指します。

(1) 定時退庁日の実施

管理部門

毎週水曜日を定時退庁日とし、職員に対して当日が定時退庁日である旨を庁内イントラ等により周知・徹底します。

所属長

原則として時間外勤務を命じず、率先して定時退庁し、適切な指導を行います。業務形態により勤務時間が変則的な職場については、所定の業務が終了したら速やかに退庁するよう職員に周知を行います。

全職員

原則として時間外勤務をせず、定時退庁しましょう。

(2) 時間外勤務の縮減

管理部門

時間外勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を、所属長をはじめとする職員全体で深めるとともに、現状把握を行い、安易に時間外の勤務が行われることのないよう意識啓発等に取り組みます。

所属長

1ヶ月の時間外勤務の時間が45時間を越えないよう職員の勤務状況を的確に把握し、安易な時間外の勤務が行われることのないよう注意します。また、率先して定時退庁を行います。

全職員

時間外に行うべき業務であるかチェックする意識を持ち、定時退庁を心がけましょう。

(3) 各種休暇の取得促進

次のとおり目標取得日数を設定し、全ての職員に対して計画的な年次有給休暇の取得促進に努めます。

○職員一人当たりの年次有給休暇取得日数：年10日以上（うち、5日は1日単位で取得）

○目標達成時期：令和~~6~~7年度

管理部門

職員の年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、所属長からのヒアリングや指導を行うなど必要な取り組みを行います。

所属長

計画的な年次有給休暇の取得促進を図るため、業務予定の早期周知を行う、職員に対する声かけなど、休暇を取得しやすい雰囲気づくりや環境整備を行います。

全職員

心身ともに健康で豊かに働き続けるために、計画的に年次有給休暇を取得するよう努めます。

(4) 男女共同参画に係る意識啓発

管理部門

職員が仕事と家庭生活の調和を図るためには、仕事においても子育てにおいても家庭においても男女共同参画の意識を持つことが必要です。

職場優先の環境や、固定的な性別役割分担意識などの慣行その他を解消するため、所属長を含むすべての職員を対象に、情報提供や研修等による意識啓発を行います。

所属長

職場内の人員配置などに性別による役割分担等の慣行がないか適宜点検を行います。

4 その他の次世代育成支援対策に関する事項

子どもは次代の地域の担い手であることを踏まえて、職員は地域全体の子育てを行っている保護者のサポートに努めます。

(1) 子育てバリアフリー

管理部門

外部からの来庁者が多い職場において、子どもを連れた人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置などを適切に行います。

所属長

子育てバリアフリーに関して、職場での点検等を行います。

また各種イベント等の開催にあたっては、参加者等の子育てバリアフリーに関して考慮するよう努めます。

(2) 地域活動等への参加

管理部門、所属長

職員が地域活動等へ積極的に参加できるよう支援します。

子育て中職員

子どもの学校行事等には積極的に参加します。

全ての職員

保護者という立場だけでなく、地域の一人として地域の行事や活動に積極的に参加します。

1 旧安田小学校改修工事の完了、開所式の開催について

旧安田小学校の改修工事が3月14日に完了しましたので、下記の日程で、開所式、施設見学会を開催します。

開所式日時：令和7年4月3日（木）10:00～10:30

会 場：琴浦町安田地域交流センター（旧安田小学校・琴浦町大字笹津318）

そ の 他：式終了後、施設内の見学会を開催します。（申込み不要、自由に見ていただけます）

会場では、ワクコーヒーの出店、地域サークルによるカレーの販売を予定されています。

2 ねんりんピックはばたけ鳥取2024について

10月に県内各地で開催されたねんりんピックについて、琴浦町での実施状況について報告します。（別紙のとおり）

日時：令和6年10月19日（土）～10月22日（火）

競技：ソフトボール（米子市、大山町、南部町と共同開催）

試合状況：1日目（10/20） トーナメント1回戦 16チーム

2日目（10/21） トーナメント2回戦～準々決勝まで 8チーム

3日目（10/22） 準決勝、決勝戦 4チーム

結果：優勝 砥部クラブシニア（愛媛県）

準優勝 広島クラブシニア（広島市）

第3位 清水九十九クラブシニア（静岡市）

第3位 福岡KCシニア（北九州市）

第36回全国健康福祉祭とっとり大会
ねんりんピックはばたけ鳥取2024



ソフトボール交流大会は、琴浦町、米子市、大山町、南部町の4市町の会場で全国から64チーム908人の選手・監督が参加しました。19日は特別表彰を行い、最高齢者賞・高齢者賞として各市町の特産物を贈呈し、20日と21日は8会場で交流大会及び交歓試合、22日は琴浦町で準決勝と決勝戦を実施しました。

各会場では、健康づくり教室や特産物のふるまい及び販売、鍼灸・マッサージ、足湯、お風呂無料開放など各市町の特色を活かした温かいおもてなしで歓迎し大会を盛り上げました。

- 開催地 琴浦町、米子市、大山町、南部町
- 開催期間 令和6年10月19日(土)～22日(火)
- 会場 琴浦町東伯総合公園 野球場・多目的広場、米子市淀江運動公園 米子市営淀江球場、米子市営淀江スポーツ広場、大山町大山野球場、大山町大山農村運動広場、南部町民野球場、南部町民運動場

琴浦町は4市町の幹事町として、県事務局やソフトボール協会との調整を行うとともに、初日の監督会議や高齢者表彰の会場運営を行いました。

競技運営については、スムーズな大会運営の他、琴浦町会場では選手や来場者のおもてなしに力を入れ、事業者の協力により多くの飲食ブースや鍼灸・マッサージのケアブースを設置しました。

また、琴浦町会場で実施された鳥取県代表チームの試合に、町内選手が2名出場し、応援にも力が入っていました。

大会前の会場清掃や町内チアグループの盛り上げ、園児の応援など、多くの町民の方々に協力をいただき、選手や来場者、他県の視察員等のアンケートでは、琴浦町のおもてなしに高評価をいただきました。

【因幡クラブの対戦の様子】



【小中学生作成のぼり旗】



【園児応援】



【お土産購入】



【ふるまい汁】



令和 7 年 3 月 教育委員会 報告事項

人権・同和教育課

1 琴浦町人権・同和教育啓発講演会の開催結果について

- 日 時：令和 7 年 3 月 1 6 日（日） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分
- 場 所：赤碕地域コミュニティーセンター 多目的ホール
- 講 師：阿久澤 麻理子（大阪公立大学人権問題研究センター教授）
- 演 題：「変容する部落差別」～差別をつくりかえ、再生産するのは誰なのか？～
- 参加者：83 人（町職員：28 人、町民：42 人、その他：13 人）

【講演の要旨】

- ・ 差別は「する側」の問題であることは明らか。
- ・ 人権・反差別の施策が進展すると、差別は見えにくくなる。
- ・ 同和問題についての調査（氷上町）から
部落出身者との「結婚」「普段のつきあい」「雇用」など、対人的な関係では、「差別反対」の態度を示す回答が 7 割前後。
一方、部落の「地価が安い」こと、「住宅購入にあたって、その場所が部落かどうかを調べる」ことが、差別だと感じている割合は、5 割台。
※堺市など他の自治体においても、おおむね、結婚における「人」よりも、引越しなどにおいて「土地」を忌避する態度のほうが強くあらわれる。
土地に対する忌避意識 > 人に対する忌避意識
- ・ 部落差別は、封建時代の身分制度に由来する・
本来は、「人」に系譜的に引き継がれる差別、それなのに、「土地」が問題となってきた。
- ・ 「差別されない権利」⇒すべて国民は、**法の下に平等**であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又は社会的関係において**差別されない**。

【参加者主な意見】（アンケート結果より）

- ・ 差別は「差別する側」の問題という考え方に同感する。
- ・ なぜ差別するのかを問い続けることが大切。
- ・ 人権問題の根深さ、あらゆる側面からのデータ分析、失われた人権社会の大きな意識改革が必要。
- ・ 「人」に対する差別から、「土地」に対する差別に変容していることがわかった。

2 琴浦町人権・同和教育部落懇談会の開催結果について

人権・同和教育部落懇談会（アンケート集計結果より）

<実施部落数>

134部落（部落総数：154部落）

※5年度までは、TCC啓発番組で実施

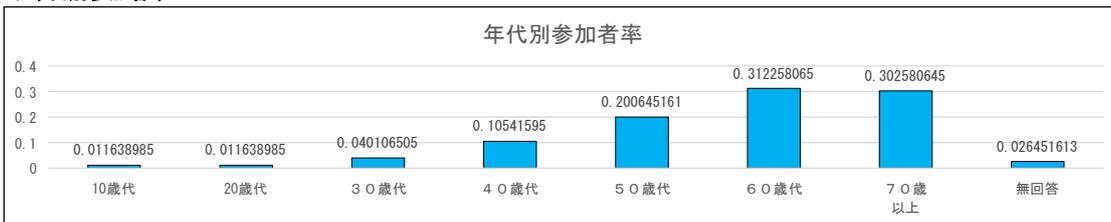
テーマ	災害と人権			誰かのことじゃない			中学生作文			中学生作文		
	参加者数	アンケート回収数	参加世帯率	R5年度参加者数	R5年度回収数	参加世帯率	R4年度参加者数	R4年度回収数	参加世帯率	R3年度参加者数	R3年度回収数	参加世帯率
東伯	984	929	30.4%	1,264	658	20.4%	1,041	630	19.5%	1,204	660	20.3%
赤碕	603	621	28.4%	752	406	18.2%	691	394	17.7%	868	468	20.8%
合計	1,587	1,550	29.6%	2,016	1,064	19.5%	1,732	1,024	18.7%	2,072	1,128	20.5%

※令和6年度町職員参加者数：正職員142人（正職全体 221人）64.25%

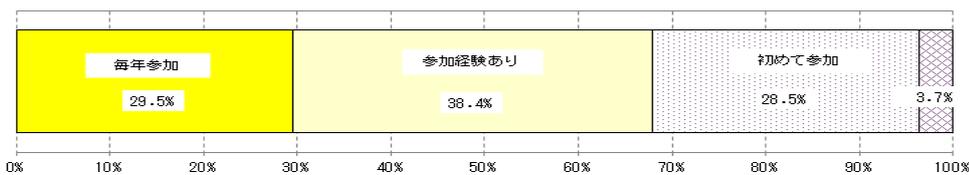
※コロナ禍前：平成30年度実績⇒参加者数 2,112人（東伯：1,176人、赤碕：936人）

平成30年度→令和6年度 △525人（75.14%）

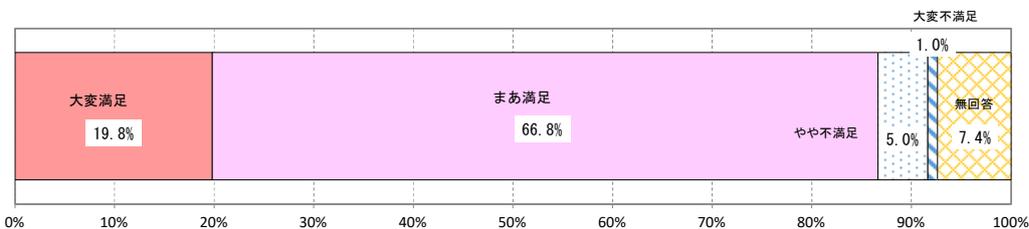
◆年代別参加者率



◆過去5年間に、部落懇談会（小地域懇談会）に参加されたことがありますか？



◆今回の部落懇談会（小地域懇談会）の内容は、満足のいくものでしたか？



◆成果

- ・地域のつながりが希薄になる中、地域における支え合い（助け合い）の大切さについて住民同士で確認できた。
- ・数年ぶりの開催にもかかわらず、多くの部落で実施された。
- ・災害時、地域におられる災害弱者（高齢者・障がいをもっておられる方・妊婦・子ども等）のことについて考えていただくことができた。

◆課題及び対策

- ・未実施部落（20部落）に参加を呼びかける。（区長をはじめとする部落役員と町職員の連携強化）
- ・若年層（10代～30代）の参加率の向上。町民が参加しやすい興味のあるテーマの設定の検討。
- ・町職員（会計年度任用職員含む）の人権意識の高揚をはかる。（人権問題の解消は「行政の責務」であることの認識）
- ・町人権・同和教育推進協議会に所属する関係団体・事業所等の連携により、参加者の裾野を広げる。

◆令和7年度のテーマ（案）

○テーマ：「心のバイアス（先入観・偏見）を見直す」

- ・誰もが持っている心のバイアス（先入観・偏見）について考える。自分にとって「当たり前」の考え方や行動が、時に相手を傷つけたり、差別につながることを知り、互いを認め合う人間関係や地域づくりについて話し合う。

議案第13号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和7年 3 月 2 6 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年 3 月 2 6 日 承 認

琴浦町教育委員会

学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則(令和3年琴浦町規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき <u>352円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき <u>398円</u> 2 略	(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき <u>324円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき <u>368円</u> 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金施行規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金施行規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年3月26日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町規則第 号

琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金交付規則の一部を改正する規則

琴浦町スポーツ国際大会出場奨励金交付規則(平成29年琴浦町規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び別表で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(奨励金の交付)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>交付対象者1人あたりの奨励金の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="245 1211 783 1648"><thead><tr><th>区分</th><th>交付額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>オリンピック及びこれに準ずる大会</u></td><td><u>10万円</u></td></tr><tr><td><u>世界選手権大会及びこれに準ずる大会</u></td><td><u>5万円</u></td></tr><tr><td><u>アジア大会及びこれに準ずる大会</u></td><td><u>3万円</u></td></tr></tbody></table>	区分	交付額	<u>オリンピック及びこれに準ずる大会</u>	<u>10万円</u>	<u>世界選手権大会及びこれに準ずる大会</u>	<u>5万円</u>	<u>アジア大会及びこれに準ずる大会</u>	<u>3万円</u>	<p>(奨励金の交付)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>奨励金の額は、交付対象者1人あたり3万円とする。</u></p> <p>3 略</p>
区分	交付額								
<u>オリンピック及びこれに準ずる大会</u>	<u>10万円</u>								
<u>世界選手権大会及びこれに準ずる大会</u>	<u>5万円</u>								
<u>アジア大会及びこれに準ずる大会</u>	<u>3万円</u>								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第15号

琴浦町社会体育施設規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年3月26日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町規則第 号

琴浦町社会体育施設規則の一部を改正する規則

琴浦町社会体育施設規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用時間及び休日) 第2条 体育施設の利用時間及び休日は、次のとおりとする。			(利用時間及び休日) 第2条 体育施設の利用時間及び休日は、次のとおりとする。		
施設の名称	利用時間	休日	施設の名称	利用時間	休日
琴浦町赤碕 野球場 琴浦町赤碕 テニス場 琴浦町赤碕 多目的広場 琴浦町赤碕 屋外ステージ	略	略	琴浦町赤碕 野球場 琴浦町赤碕 テニス場 琴浦町赤碕 多目的広場 琴浦町赤碕 屋外ステージ	略	略
<u>琴浦町立赤碕武道館</u> <u>琴浦町立東伯武道館</u> <u>琴浦町立安田体育館</u>	略	略	琴浦町立赤碕町民武道館 琴浦町立東伯町民武道館	略	略

琴浦町立安 田運動場 琴浦町立以 西体育館 琴浦町立以 西運動場 琴浦町立古 布庄体育館		
---	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年3月26日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町訓令第 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱(令和2年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 補助金は、<u>児童・生徒がフリースクールに通う場合の経費に対する支援を行うことで、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第5条 補助対象者は、毎年度、琴浦町フリースクール利用料補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 補助金は、<u>不登校状態にある小・中学生がフリースクールへの通学を希望しても家庭の経済的な事情から通学ができない場合において、フリースクールの利用料の一部を助成することによって通学を支援し、もって基礎学力の補充、情緒の安定、集団生活への適応による学校復帰及び進学を促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)<u>の保護者</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第5条 <u>補助対象者の保護者</u>(以下「申請者」という。)は、毎年度、琴浦町フリースクール利用料補助金交付申請書(様</p>

添付し、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(概算払)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が希望する場合、町長は、補助金の概算払を行うことができるものとする。

2 町長は、前項の規定による概算払を受けた交付決定者について、概算払額と実績額との間に過払いがある場合は、当該過払額の返還請求を行うものとする。

(退校時の届出)

第10条 補助事業に係る児童・生徒がフリースクールを退校した場合、交付決定者は、フリースクール退校届(様式第4号)により退校した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。

別表(第4条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助 対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
フリースクール	フリースクールに <u>通学</u> する児	(1) 通所経費(フリースクールへ支払う費用の	10 /1 0	<u>3万</u> 円/ 月

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(概算払)

第9条 申請者が希望する場合、町長は、補助金の概算払を行うことができるものとする。

2 町長は、前項の規定による概算払を受けた申請者について、概算払額と実績額との間に過払いがある場合は、当該過払額の返還請求を行うものとする。

(退校時の届出)

第10条 補助対象者がフリースクールを退校した場合、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、フリースクール退校届(様式第4号)により退校した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。

別表(第4条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助 対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
フリースクール	フリースクールに <u>通学</u> し、 <u>町税</u>	(1) 通所経費(フリースクールへ支払う費用の	10 /1 0	<u>2万</u> 円/ 月

への通学	童・生徒の <u>保護者</u>	うち月々又は定期的に支払うこととされる定額の学費の一月当たりの負担額。ただし、入所費のほか、教材費、実習費等の実費負担に係る費用は含まないものとする。) (2) 略	略		への通学	<u>等の滞納がない世帯に属する児童・生徒</u>	うち月々又は定期的に支払うこととされる定額の学費の一月当たりの負担額。ただし、入所費のほか、教材費、実習費等の実費負担に係る費用は含まないものとする。) (2) 略	略
------	------------------	--	---	--	------	---------------------------	--	---

第2条 琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所
申請者 氏名 ※
(※)本人が手書きしない場合は、
記名押印してください。
電話番号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付申請書

フリースクール利用料補助金の交付を受けたいので、琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象児童・生徒	住所 琴浦町 氏名 (学校在学)
フリースクール	名称 所在地 電話番号
補助金申請額	円(利用料 年 月～ 年 月分) 円(交通費 年 月～ 年 月分)
添付書類	(1) 対象児童・生徒がフリースクールへ入校していることが確認できる書類 (2) 補助対象経費の金額が確認できる書類
概算払の希望 ※希望するものに○	有 ・ 無

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱の廃止について

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年3月26日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町訓令第 号

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱を廃止する訓令

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱(平成30年琴浦町訓令第19号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

就学援助の認定について

琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号）の規定に基づき、下記申請内容のとおり認定することについて、本委員会の承認を求める。

1. 申請内容

新規・継続	申請者住所	申請要件	児童生徒
継続	琴浦町森藤	当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者（要綱第6条第2項サ）	東伯中学校新3年

2. 申請内容詳細（別紙のとおり）

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年3月26日 承認

琴浦町教育委員会

議案第19号

町立各小・中学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町学校運営協議会規則（令和3年琴浦町教育委員会規則第7号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求めらる。

令和7年3月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和7年3月26日 同意

琴浦町教育委員会

学校運営協議会委員 名簿 (任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

学校名 番号	浦安小学校			八橋小学校			赤崎小学校			東伯中学校			赤崎中学校		
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	竹中 徳	浦安地区公民館長	園 博行	校長	佐伯 健二	学識経験者	油井 弘行	地域住民	中村 慎二	学識経験者	前東伯中学校長	中村 慎二	学識経験者	前東伯中学校長	
2	谷口 真一	地域住民 地域コーディネーター	尾崎久仁香	教頭	高尾 裕子	地域住民	秋山 美紀	地域住民	井上 英之	地域住民 清元院住職		井上 英之	地域住民 清元院住職		
3	谷口 真弓	主任児童委員	清水 雅彦	八橋公民館 館長	三浦 孝司	赤崎地区公民館長 地域コーディネーター	治郎丸 彰	保護者 (R5 PTA会長)	河野 宏明	元PTA会長 地域コーディネーター		河野 宏明	元PTA会長 地域コーディネーター		
4	河井 園子	東伯文化センター館長	市本 智子	地域住民	馬野 博司	地域住民	山田 蘭子	地域住民 地域コーディネーター	野間田澄幸	元PTA会長 地域コーディネーター		野間田澄幸	元PTA会長 地域コーディネーター		
5	森下 義雄	白鳳の郷地域活性化協議会 事務局長	浪花 恵子	主任児童委員	坂本 繁紀	地域住民	竹中 徳	学識経験者	渡邊 馨	赤崎地区公民館主事		渡邊 馨	赤崎地区公民館主事		
6	小西みさほ	読み聞かせボランティア	松田 洋子	民生委員	久網 博司	地域コーディネーター	谷口 真弓	学識経験者	林原 克幸	安田地区公民館主事		林原 克幸	安田地区公民館主事		
7	尾古 俊文	東伯赤十字奉仕団	藤枝 良太	民生委員	祇園 真二	PTA代表	山崎 幸太	地域住民	前田 寿光	成美地区公民館長		前田 寿光	成美地区公民館長		
8	灘波 優子	読み聞かせボランティア	松本 華恵	地域住民 地域コーディネーター	長澤 朋恵	PTA代表	馬野 裕朗	地域住民	未 定	以西地区公民館主事		未 定	以西地区公民館主事		
9	野嶋 由貴	琴浦町社会福祉協議会	山根 純一	PTA会長	安達 美幸	民生児童委員 更生保護女性会	石亀 伸弥	学識経験者	澤田 直美	赤崎文化センター		澤田 直美	赤崎文化センター		
10	生田 奈菜	浦安小学校PTA会長	橋本 紀子	PTA顧問	中本 純	地元起業家	梅原 憲和	校長	林 美和	琴浦町社会福祉協議会		林 美和	琴浦町社会福祉協議会		
11	齋尾二世	校長	後藤裕里香	地域住民 地域コーディネーター	新井 紀子	校長	尾崎 豊久	教頭	出崎 隆晟	県外からの移住者		出崎 隆晟	県外からの移住者		
12	生田 優介	教頭					未 定	地域連携担当教員	高尾 裕子	県PTA協議会長		高尾 裕子	県PTA協議会長		
13									奥田 智子	PTA育成部長		奥田 智子	PTA育成部長		
14									眞山 隆博	学校長		眞山 隆博	学校長		
15															

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次の各号のいずれかに掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の地域住民
- (2) 対象学校の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 学識経験者

議案第 20 号

琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項並びに琴浦町
スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規則により、次の者を
委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 3 月 26 日 同 意

琴浦町教育委員会

琴浦町スポーツ推進委員名簿

(任期2年、令和7年4月1日～令和9年3月31日)

項目	氏名	ふりがな	地区	任命
1	中本 智恵	なかもと ちえ	八橋	H09.04～
2	市本 智子	いちもと ともこ	八橋	H11.04～
3	丸山 保	まるやま たもつ	下郷	H11.04～
4	手嶋 信広	てしま のぶひろ	下郷	H15.04～
5	前畑 裕志	まえはた ひろし	赤碕	H19.04～
6	中井 一郎	なかい いちろう	以西	H23.04～
7	奥山 眞奈美	おくやま まなみ	古布庄	H25.04～
8	金光 敦	かねみつ あつし	浦安	H25.04～
9	小泉 真樹	こいずみ まき	安田	H27.04～
10	大石 陽一郎	おおいし よういちろう	成美	H27.04～
11	箱木 芳	はこぎ かおり	古布庄	H29.04～
12	前田 悟志	まえだ さとし	安田	H29.04～
13	村上 貴康	むらかみ たかやす	下郷	H29.04～
14	小倉 啓彰	おぐら ひろあき	上郷	H30.04～
15	高力 政寿	こうりき まさとし	以西	H31.04～
16	浜田 儀	はまだ ただし	八橋	H31.04～
17	古林 敦子	こばやし あつこ	古布庄	R03.04～
18	黒松 真一	くろまつ しんいち	浦安	R03.04～
19	村木 健人	むらき けんと	浦安	R03.04～
20	キラガ 典子	きらんが のりこ	赤碕	R03.05～
21	高見 富美子	たかみ ふみこ	浦安	R04.12～
22	井勝 理絵	いかつ りえ	八橋	R05.05～
23	戸田 裕彰	とだ ひろあき	八橋	R05.05～
24	日置 新太郎	ひおき しんたろう	下郷	R06.03～
25	倉本 あみ	くらもと あみ	上郷	R06.04～

議案第 2 1 号

琴浦町職員の人事異動について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 1 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 3 月 2 6 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年度 琴浦町職員人事異動

【教育委員会関係】

(敬称略)

◆採用 発令 令和7年4月1日

氏名	所属	職名等	備考
岩田 悠己	社会教育課	主事	新規採用

◆異動 発令 令和6年4月1日

新			氏名	旧	
所属	室等	職名等		所属	職名等
教育総務課	総務係	主任	梅津 欣喜	学校給食センター	主任
学校給食センター		主任(昇任)	亀井 絵梨佳	上下水道課	主事
社会教育課	生涯学習係	課長補佐(昇任)兼生涯学習係長	武尾 富江	農林水産課	主査
	生涯学習係	主査(昇任)	増田 裕子	社会教育課	係長
	生涯学習係	主事(新規採用)	岩田 悠己		
	社会体育係	係長(昇任)	谷田 明日香	社会教育課	主任
	図書館	主任司書(昇任)	麻田 夕子	図書館	司書
	図書館	主任司書(昇任)	坂口 佳美	図書館	司書
	図書館(鳥取県立図書館研修派遣)	主任司書(昇任)	岸本 佳奈	図書館	司書
人権・同和教育課	人権教育推進係	人権教育推進係長	田宮 英子	出納室	係長
	人権教育推進係	主事	北山 萌	商工観光課	主事
上下水道課	分庁総合窓口係	課長補佐(統括)兼分庁総合窓口係長	柏木 貞昭	社会教育課	課長補佐
出納室	出納係	室長補佐(昇任)兼出納係長	田栗 恵子	人権・同和教育課	主査

議案第 2 2 号

琴浦町会計年度任用職員の任用について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 1 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 3 月 2 6 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年度琴浦町会計年度任用職員 任用内示 No.1

【教育委員会関係】

発 令

令和7年4月1日

所 属	職 名	氏 名	就業場所等
社会教育課	技術支援員	遠藤 義章	(兼)総務課施設管理室
	総合体育館施設管理	三嶋 憂妃	総合体育館
	作業員	池口 陽二	総合体育館等
	生涯学習センターオペレーター	米田 麻里	生涯学習センター
八橋地区公民館	公民館長	清水 雅彦	
	公民館主事・集落支援員	新石 夕子	
浦安地区公民館	公民館長	竹中 徳	
	公民館主事・集落支援員	川本 伸幸	
下郷地区公民館	公民館長	田中 敏夫	
	公民館主事・集落支援員	石橋 千登勢	
上郷地区公民館	公民館長	岩本 昭一	
	公民館主事・集落支援員	渡邊 享代	
	公民館主事・集落支援員	三嶋 奈緒子	
古布地区公民館	公民館長	馬野 忠篤	
	公民館主事・集落支援員	幅田 友美	
	公民館主事・集落支援員	徳丸 久美子	
赤碕地区公民館	公民館長	三浦 孝司	
	公民館主事・集落支援員	渡邊 馨	
成美地区公民館	公民館長	前田 寿光	
	公民館主事・集落支援員	小林 愛華	
	公民館主事・集落支援員	松田 千恵	
安田地区公民館	公民館長	永田 彰寿	
	公民館主事・集落支援員	林原 克幸	
	公民館主事・集落支援員	門脇 恵	
以西地区公民館	公民館長	橋井 操	
	公民館主事・集落支援員	山本 伊都子	
	司書	中田 葉子	本館
図書館	司書	大久保 順子	本館
	司書	岩本 蘭	本館
	司書	古川 彩海	本館
	事務補助	丸岡 真心	本館
	司書	手嶋 陽子	分館
	司書	中川 真利	分館
	人権・同和教育課	人権教育推進員	鍋島 しのぶ
東伯文化センター	館長	河井 園子	
	隣保館指導員	東原 恵美	
	児童厚生員	清水 有加	
赤碕文化センター	館長	西村 敦郎	
	隣保館指導員	澤田 直美	
	児童厚生員	米田 美奈	
学校給食センター	事務補助	川上 絵美	
教育総務課	事務補助	白水 多美子	
	スクール・ソーシャル・ワーカー	金田 浩子	
	特別支援教育コーディネーター	園 まゆみ	
浦安小学校	学校業務	西長 千佳子	

令和7年度琴浦町会計年度任用職員 任用内示 No.2

【教育委員会関係】

発 令

令和7年4月1日

所 属	職名	氏 名	就業場所等
	図書館司書	木村 匠	
	学習支援員	小西 真子	
	学習支援員	浦川 莉音	
	日本語学習支援員	財賀 千恵	
	日本語学習支援員	杉谷 静香	
	外国語活動支援員	足立 恵子	
八橋小学校	学校業務	玉木 理香	
	図書館司書	馬野 美幸	
	学習支援員	田中 朱美	
	学習支援員	盛山 鈴奈	
	学習支援員	小谷 ジョセフィン	
	外国語活動支援員	浦川 由加里	
聖郷小学校	図書館司書	石田 琢朗	
	学校業務	松田 元子	
	学習支援員	高山 由美	
	学習支援員	佐伯 治子	
赤碕小学校	学校業務	齋尾 裕美	
	図書館司書	秋田 真希	
	学習支援員	荒木 千彰	
	学習支援員	野口 伸枝	
船上小学校	学校業務	吹野 友美	
	図書館司書	竹田 栄子	
	学習支援員	藤井 幹裕	
東伯中学校	学校業務	吉田 弥栄子	
	図書館司書	三好 美幸	
	ALT	ペリイ・エミリー	
	学習支援員	森 博之	
	学習支援員	唯 伸二	
	学習支援員	谷口 真弓	
	教育相談員	牧野 浩子	
	日本語学習支援員	伊田 彩香	
	日本語学習支援員	桑本 裕二	
	ICT支援員	山崎 翔	東伯中学校区担当
赤碕中学校	学校業務	大本 哲也	
	図書館司書	尾崎 晴奈	
	ALT	コーネリアス・ナサニエル・デール	
	学習支援員	横山 友佳理	
	学習支援員	青龜 義雄	
	学習支援員	宍戸 悟	
	教育相談員	妻由 裕子	
	ICT支援員		赤碕中学校区担当

議案第 23 号

琴浦町公民館規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 26 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 3 月 26 日 同 意

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町公民館規則の一部を改正する規則

琴浦町公民館規則(平成17年琴浦町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(条例第6条ただし書に規定する教育委員会が認める場合)</u></p> <p><u>第4条 条例第6条ただし書に規定する教育委員会が認める場合は、公民館の運営について審議できる組織がある場合とする。</u></p> <p>(開館及び閉館)</p> <p>第5条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 略</p> <p>(施設及び設備の使用)</p> <p>第7条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 略</p> <p>(施設及び設備の使用制限)</p> <p>第9条 略</p> <p>(施設及び設備のき損又は亡失の届出等)</p> <p>第10条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 略</p> <p>(準用規定)</p>	<p>(開館及び閉館)</p> <p>第4条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(施設及び設備の使用)</p> <p>第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>(施設及び設備の使用制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(施設及び設備のき損又は亡失の届出等)</p> <p>第9条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第10条 略</p> <p>(準用規定)</p>

第12条 略

(その他)

第13条 略

第11条 略

(その他)

第12条 略

第2条 琴浦町公民館規則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 琴浦町学校計画訪問実施要項

琴浦町教育委員会

1 趣 旨

各学校の教育活動の現状や学校経営上の成果と課題を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、学校教育の充実に向けて支援することを目的に計画訪問を実施する。

2 訪問について

〈回数〉年に1回は全ての学校を訪問する。

〈時期〉前期後期ほぼ同数となるようにする。ただし、校長に異動のあった学校は前期に実施するものとする。

前期 浦安小 聖郷小 赤碕小 赤碕中 東伯中 (再調整)

後期 八橋小 船上小

3 時期、時間設定、当日の日程について

開催時期	前期：6月～7月（議会期間は除く）	後期：10月～11月
時間設定	午前 午前9時から正午までの間 午後 午後1時半から4時半までの間	午前 午前9時から正午までの間 午後 午後1時半から4時半までの間
日程	① 学校経営、取組の重点等の説明 ② 授業参観（1時間程度） ③ 懇談会	④ 学校経営、取組の重点等の説明 ⑤ 授業参観（1時間程度） ① 懇談会
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇談会…管理職と学校経営のキーになる教員（主任や校長が必要とする教諭） ・ 給食試食…午前訪問校で実施（学校側と相談して決定する。） 	

4 計画訪問についての留意点

- (1) 学校経営、訪問の視点等の説明に当たっては、学校評価のPDCAサイクルをいかして、学校要覧や資料等により具体的に説明してください。（プレゼン資料は印刷もお願いします）
- (2) 各校の特色を生かした学習、研究テーマに沿った授業を公開してください。
 - ア 英語・外国語の学習
 - イ ICT、デジタル教科書を効果的に活用した授業
 - ウ ふるさとキャリア教育に係る学習
- (3) 授業一覧(ねらい・時数・活動場所・主な学習活動)を準備してください。短時間でいいので多くのクラスの参観をお願いします。
- (4) 校舎内外の環境整備についても確認しますので、何かあれば説明をお願いします。
- (5) 懇談会では、「前年度の学校自己評価の結果」を基にして学校課題を把握し、課題に対する解決方法について学校と町教委で意見交換を行います。学校自己評価の結果を資料として準備してください。

令和6年度 町立中学校卒業生 進路先一覧 (R7.3.18現在)

区分	進路先 (高校名・就職)	科・コースなど	東伯中		赤碕中		町全体		
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	
県立	岩美高等学校	普通科	1	1.0%		0.0%	1	0.6%	東部
	倉吉東高等学校	普通科 普通学科	17	16.7%	7	11.9%	24	14.9%	10
		定時制(普通科 普通学科)		0.0%		0.0%	0	0.0%	中部
	倉吉西高等学校	普通科 普通学科	9	8.8%		0.0%	9	5.6%	92
	倉吉農業高等学校	環境科		0.0%	1	1.7%	1	0.6%	西部
		生物科	3	2.9%		0.0%	3	1.9%	55
		食品科	1	1.0%		0.0%	1	0.6%	その他
	倉吉総合産業高等学校	工業学科 機械科	5	4.9%	1	1.7%	6	3.7%	4
		工業学科 電気科	3	2.9%		0.0%	3	1.9%	
		商業学科 ビジネス科	6	5.9%	6	10.2%	12	7.5%	
		家庭学科 生活デザイン科	4	3.9%	1	1.7%	5	3.1%	
	鳥取中央育英高等学校	普通科 普通学科	6	5.9%	10	16.9%	16	9.9%	
	米子東高等学校	普通科 普通コース	2	2.0%	1	1.7%	3	1.9%	
		普通科 生命科学コース	2	2.0%		0.0%	2	1.2%	
	米子西高等学校	普通科 普通学科	5	4.9%	5	8.5%	10	6.2%	
	米子高等学校	総合学科	2	2.0%	4	6.8%	6	3.7%	
	米子南高等学校	ITビジネス科	2	2.0%	1	1.7%	3	1.9%	
		生活創造科 ライフデザインコース	2	2.0%		0.0%	2	1.2%	
		生活創造科 調理コース	1	1.0%	1	1.7%	2	1.2%	
	米子工業高等学校	工業学科 機械科		0.0%	1	1.7%	1	0.6%	
		工業学科 情報電子科		0.0%	2	3.4%	2	1.2%	
		工業学科 環境エネルギー科		0.0%		0.0%	0	0.0%	
		工業学科 建設科 建築コース		0.0%		0.0%	0	0.0%	
		工業学科 電気科		0.0%		0.0%	0	0.0%	
	鳥取緑風高等学校	定時制(普通)	1	1.0%		0.0%	1	0.6%	
	米子白鳳高等学校	定時制(総合学科)	1	1.0%	3	5.1%	4	2.5%	
通信制(普通)		1	1.0%	1	1.7%	2	1.2%		
倉吉養護学校		1	1.0%		0.0%	1	0.6%		
国立	米子工業高等専門学校	総合工学科	1	1.0%	2	3.4%	3	1.9%	
私立等	鳥取城北高等学校	普通科 志学コース		0.0%		0.0%	0	0.0%	
		普通科 スポーツ科学コース	8	7.8%		0.0%	8	5.0%	
	倉吉北高等学校	普通科 普通学科 総合コース	2	2.0%		0.0%	2	1.2%	
		家庭学科 調理科		0.0%	2	3.4%	2	1.2%	
	湯梨浜学園高等学校	通信制課程(普通科 普通学科)		0.0%		0.0%	0	0.0%	
	米子北高等学校	普通科 キャリアデザインコース		0.0%		0.0%	0	0.0%	
		普通科 進学コース		0.0%	2	3.4%	2	1.2%	
		看護科		0.0%		0.0%	0	0.0%	
	米子松陰高等学校	普通科 特別進学コースβ		0.0%		0.0%	0	0.0%	
		普通科 進学コース	2	2.0%		0.0%	2	1.2%	
		普通科 総合選択コース	6	5.9%	5	8.5%	11	6.8%	
	中央高等学園専修学校	単位総合学科	6	5.9%	1	1.7%	7	4.3%	
	吉備高原学園高等学校(岡山県)		1	1.0%		0.0%	1	0.6%	
就職			0.0%		0.0%	0	0.0%		
未定		1	1.0%	2	3.4%	3	1.9%		
生徒数合計			102	100.0%	59	100.0%	161	100.0%	